

# 「（仮称）北九州市個人情報保護法施行条例（素案）」に対する 市民意見募集の結果について

## 1 意見募集期間

令和4年11月18日（金）から令和4年12月16日（金）

## 2 意見提出状況

- (1) 意見提出者 2人（個人、法人・団体含む）
- (2) 提出意見数 4件
- (3) 意見提出方法 電子メール：0人、郵送：0人、FAX：2人、  
アンケートフォーム：0人、持参：0人
- (4) 提出意見の内訳 下表のとおり

意見の内訳	件数
個人情報保護制度全体に関するもの	1件
条例の内容や表現に関するもの	0件
開示請求に係る手数料	(0件)
行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料	(0件)
「条例要配慮個人情報」の規定	(0件)
個人情報ファイル簿の作成及び公表	(0件)
開示請求における不開示情報の範囲	(0件)
審査会への諮問（審査請求）	(0件)
審査会への諮問（審査請求以外）	(0件)
その他	3件
全体計	4件

## 3 意見の概要と市の考え方

意見への対応	件数
① 既に施行条例に規定を予定している	0件
② 施行条例に反映する	0件
③ 個人情報保護制度の運用の際に参考とする	4件

## (1) 個人情報保護制度全体に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	対応
1	改正された個人情報保護法施行後も、従来の個人情報保護条例と同等以上に個人情報が保護されるなら異論はない。	改正された個人情報保護法における個人情報保護の規定は、現行の個人情報保護条例における規定と同等のものが置かれており、今後も個人情報を厳格に管理してまいります。	③

## (2) その他

No.	意見の概要	市の考え方	対応
2	行政機関等匿名加工情報の提供にあたっては、悪用されることのないよう確認するとともに、十分に加工がなされているかどうか市が責任をもって確認していただきたい。	行政機関等匿名加工情報を提供する場合、その前提として民間事業者からの提案を受け、審査を行います。 この審査事項の中に、利用目的や安全管理措置が講じてあるかなども含まれており、提供する情報が確実に匿名化されているかについては、市が責任をもって確認いたします。	③
3	行政機関等匿名加工情報の提供を希望する事業者名、使用目的、個人情報の加工状況などについて公表してほしい。	実際に行政機関等匿名加工情報を作成し、提供した場合には、これに含まれる本人の数及び情報の項目については、公表が義務付けられています。 事業者名や利用目的については、今後、国の個人情報保護委員会の見解も踏まえたうえで、適切に対応してまいります。	③
4	個人情報保護法の改正により、地方自治体における個人情報保護の取り組みが後退することはあってはならない。 個人の権利・利益を確実に保護するためにも、北九州市個人情報保護審査会には、引き続き第三者機関としての役割を果たしてほしい。	北九州市個人情報保護法施行条例（案）においては、個人情報の開示決定等に係る審査請求や、個人情報の適切な取扱いの確保に関する事項について、従来どおり北九州市個人情報保護審査会（市の付属機関）に諮問することとしています。 改正個人情報保護法では認められていない「個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問」については、これには当たらない形で、第三者機関としての役割を担うべく検討してまいります。	③